

芦屋町

第3次 地域福祉計画・地域福祉活動計画

(たたき台)

令和5年〇月

芦屋町

目次

第1章 はじめに	
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 地域福祉の基本的な考え方	4
3. 計画策定の視点	5
4. 計画策定の留意事項	7
5. 成年後見制度について	8
6. 計画の位置づけと期間	9
第2章 芦屋町の地域福祉を取り巻く状況	
1. 統計データから見る芦屋町の状況	13
2. アンケート調査結果の概要	24
第3章 課題解決のための考え方	
1. 基本理念	43
2. 基本目標	43
3. 計画の体系	44
第4章 施策の展開	
基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	49
（1）サービスを利用しやすい環境づくり	49
（2）サービス向上の仕組みづくり	49
（3）配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり	49
（4）権利擁護支援ができる仕組みづくり（成年後見制度利用促進計画）	49
基本目標2 安全安心な暮らしを支える地域づくり	49
（1）支え合える関係づくり	49
（2）地域における連携の体制づくり	49
（3）安心・安全を支える体制づくり（再犯防止推進計画）	49
基本目標3 福祉を支える人づくり	49
（1）福祉意識向上のための環境づくり	49
（2）地域福祉を担う人づくり	49
第5章 芦屋町のいのちを支える計画（自殺対策計画）	
第6章 計画の推進に向けて	
1. 計画を推進するにあたって	55
（1）計画の推進体制	55
（2）計画の進行管理（PDCA マネジメント）	55

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

国においては、平成 12 年に社会福祉事業法が社会福祉法として改正施行され、個人の自立支援、福祉サービス利用者による選択の尊重等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。

さらに平成 29 年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」として捉えてその解決に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

◆ 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する国の動き◆

年月	内 容
平成 12 (2000) 年 3 月	社会福祉法の公布 (社会福祉事業法から改題)
平成 27 (2015) 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 P T」報告) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (平成 28 年度予算)
平成 28 (2016) 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定) に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会 (地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会) の設置
12 月	地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業 (平成 29 年度予算)
平成 29 (2017) 年 2 月	社会福祉法改正案 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案) を提出 「「地域共生社会」の実現に向けて (当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6 月 改正社会福祉法の公布
9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 (2018) 年 4 月	改正社会福祉法の施行

令和元（2019）年5月	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和2（2020）年3月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出
6月	改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における重層的支援体制整備事業に関する改正規定は令和3年4月施行

本町の近年の状況として、総人口の減少に加え、少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民同士で互いの福祉ニーズを認識し、地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。

国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けて、本町でも「地域福祉」に関する取組を一層推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、全ての人がいっまでも安全・安心に住み続けられる地域の実現を目指す必要があります。

このようなことから、地域に関わる全ての人と行政が一体となって、総合的な福祉施策を推進する「芦屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定し、住民が安全・安心に生活できる地域共生社会の実現を目指します。

2. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動のことで、

「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域の一員であることを認識しつつ、地域で安心して暮らせるよう、住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組むことをいいます。

課題を解決する取組方として、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

これら国が示す現状と課題を踏まえて、平成 29 年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の 5 つが示されました。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）

上記 5 つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢にかかわらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

本町では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取組を推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進します。

4. 計画策定の留意事項

社会福祉法第4条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神によりふだんから地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障がいのある人等を排除するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社協及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになっていきます。本町においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社協及び地域住民等が協働できる機会や場づくりを行います。

○ セーフティネットの充実

生活困窮者やひきこもり状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

○ 重層的支援体制の整備

令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

本町においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援

体制を整備することで、いつまでも安心して暮らせる地域社会を築くことを目指します。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があるため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要とされている。
 - ▼高齢者・障がい者・子ども等、属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須とする。
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

5. 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らの判断でこれらを行うことが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、家庭裁判所によって親族や法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人等が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものをいいます。

本町においても、このような制度を必要とされる人が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定することとします。

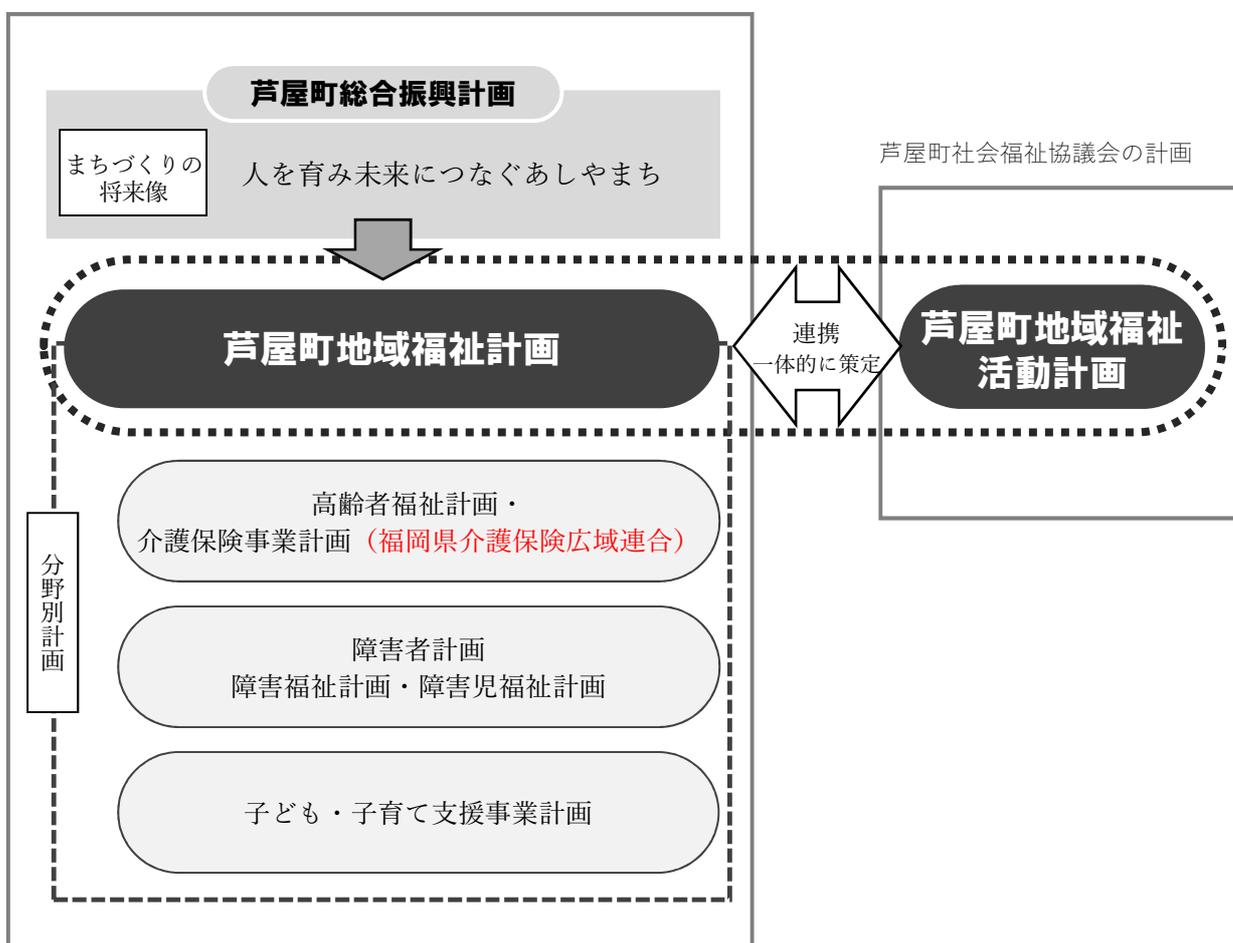
6. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、総合振興計画等の最上位計画が目指す将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、同法第109条に規定されている「地域福祉活動計画（社会福祉法人芦屋町社会福祉協議会）」、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」を包含して一体的に策定します。

■ 芦屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

計画期間中においては、振り返りやPDCAサイクルを活用して取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
「芦屋町第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」					 次期計画

第2章 芦屋町の地域福祉を取り巻く 状況

1. 統計データから見る芦屋町の状況

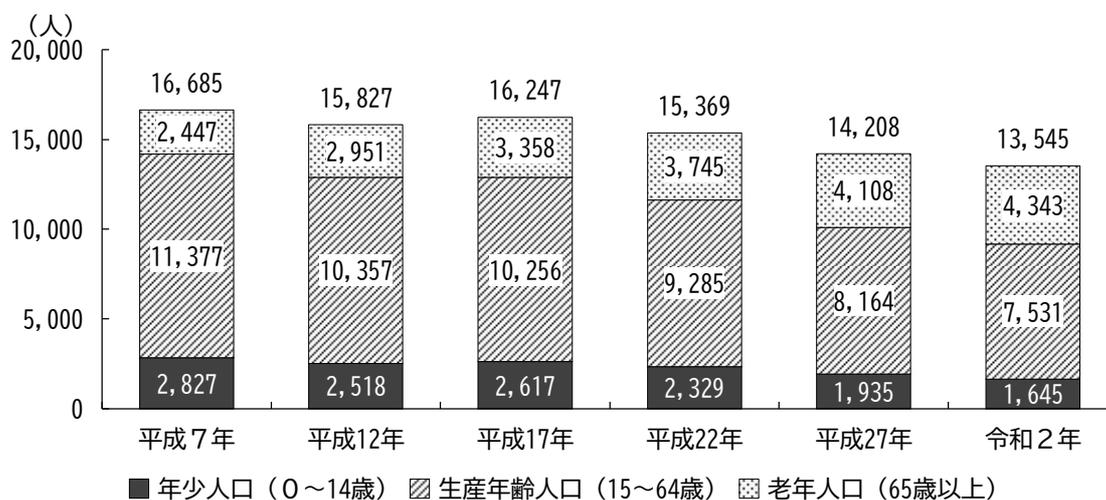
(1) 人口・世帯の状況

①人口の推移

年齢3区分別の人口の推移を見ると、人口総数は減少を続けており、平成7年の16,685人から令和2年は13,545人となっています。年少人口、生産年齢人口はともに減少傾向にあり、老年人口は増加が続いています。

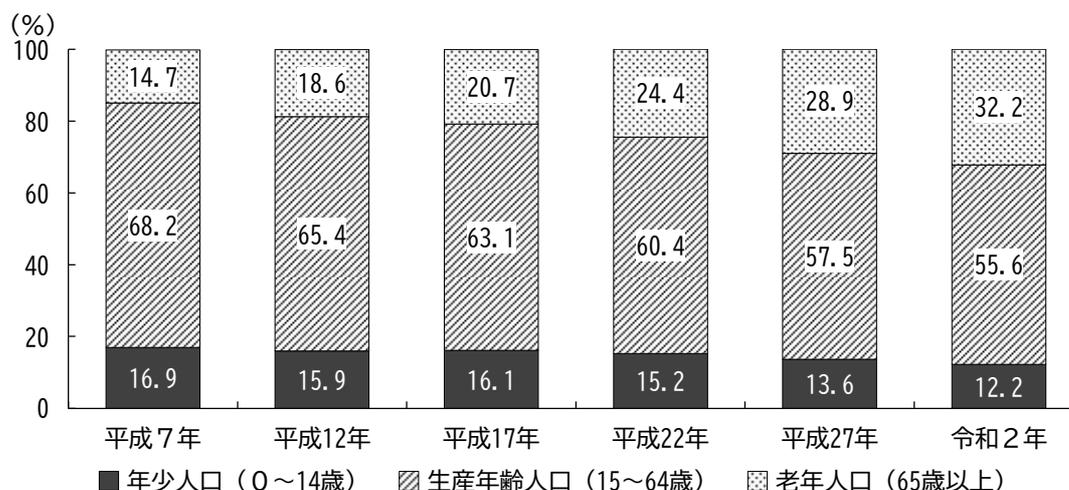
また、年齢3区分別の人口構成の推移を見ると、年少人口、生産年齢人口はともに低下傾向であり、一方、老年人口は上昇が続き、令和2年は32.2%となっています。

◆年齢3区分別の人口の推移◆



資料:国勢調査

◆年齢3区分別の人口構成の推移◆

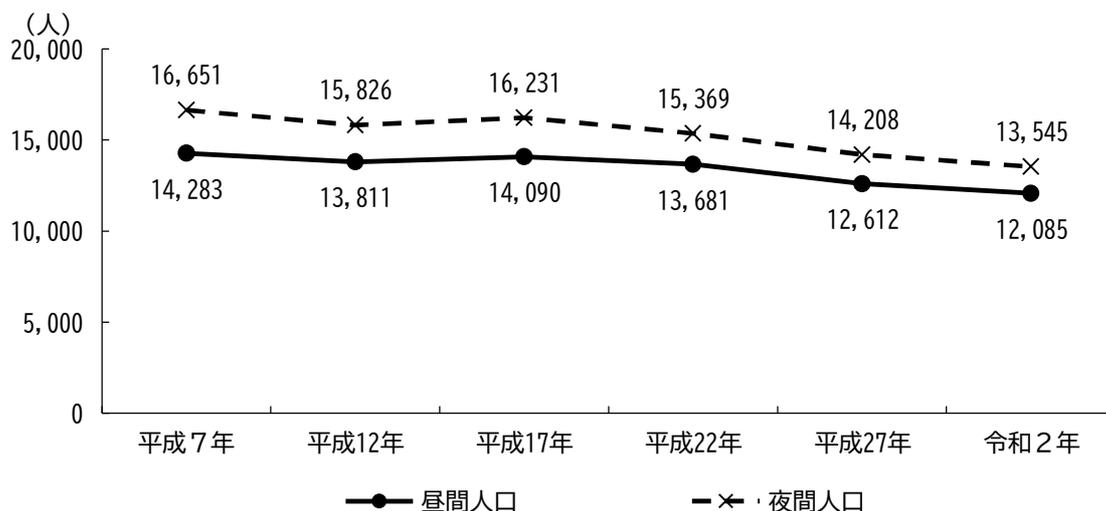


資料:国勢調査

②昼夜間人口及び産業別人口の推移

昼夜間人口の推移を見ると、夜間人口は平成7年の16,651人から令和2年は13,545人、昼間人口は平成7年の14,283人から令和2年は12,085人となっていて、ともに減少傾向となっています。

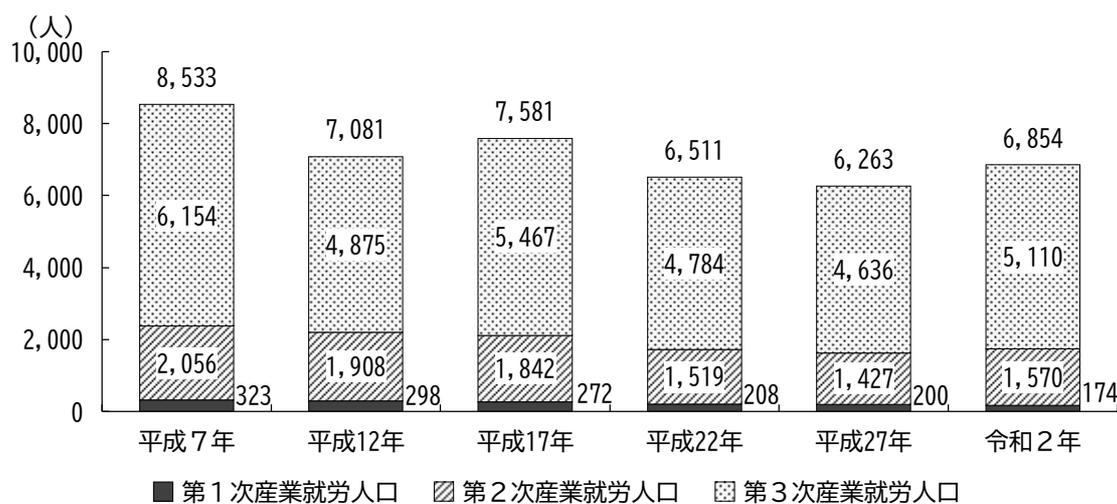
◆昼夜間人口の推移◆



資料:国勢調査

産業部門別就労人口の推移を見ると、就労人口の総数は平成7年の8,533人から令和2年は6,854人となり、1,679人減少しています。総数が減少していることもあり、全ての産業部門別就労人口は、平成7年と比べて令和2年は減少しています。

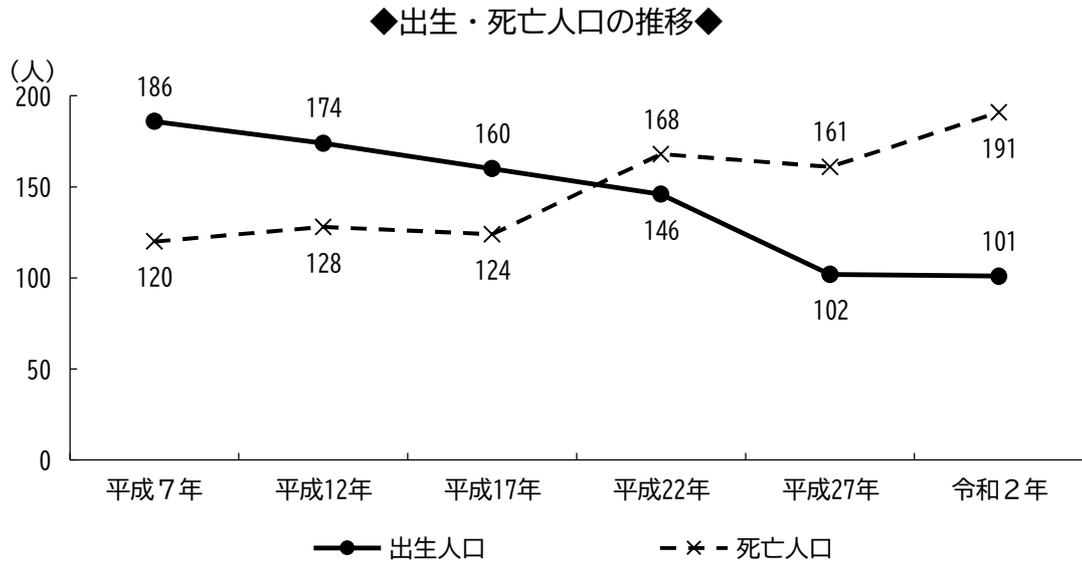
◆産業部門別就労人口の推移◆



資料:国勢調査

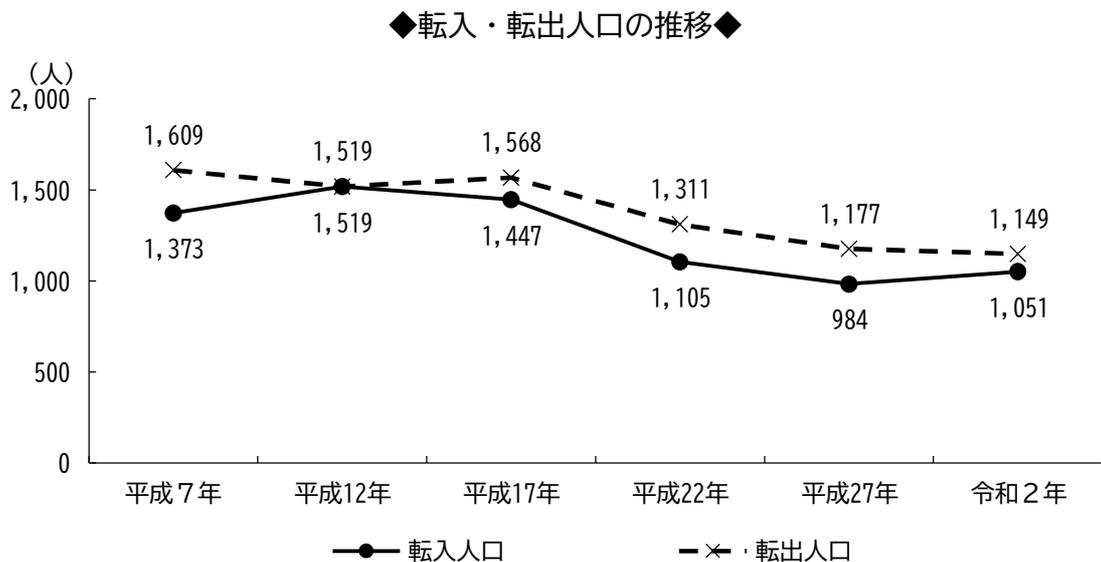
③出生・死亡・転入・転出人口の推移

出生・死亡人口の推移を見ると、出生人口は、平成7年の186人から減少が続き、令和2年は101人となっています。死亡人口は、増加傾向となっており、平成7年の120人から令和2年は191人となっています。人口の自然増減（出生人口－死亡人口）の推移を見ると、平成17年までは出生人口が死亡人口を上回っていましたが、平成22年以降逆転し、死亡人口が出生人口を上回る自然減となっています。



資料：芦屋町住民課（年間合計）

転入・転出人口の推移を見ると、転入人口、転出人口ともに減少傾向となっており、平成7年は転入人口1,373人、転出人口1,609人でしたが、令和2年は転入人口1,051人、転出人口1,149人となっています。人口の社会増減（転入人口－転出人口）の推移を見ると、平成12年を除いて、転出人口が転入人口を上回る社会減が続いています。

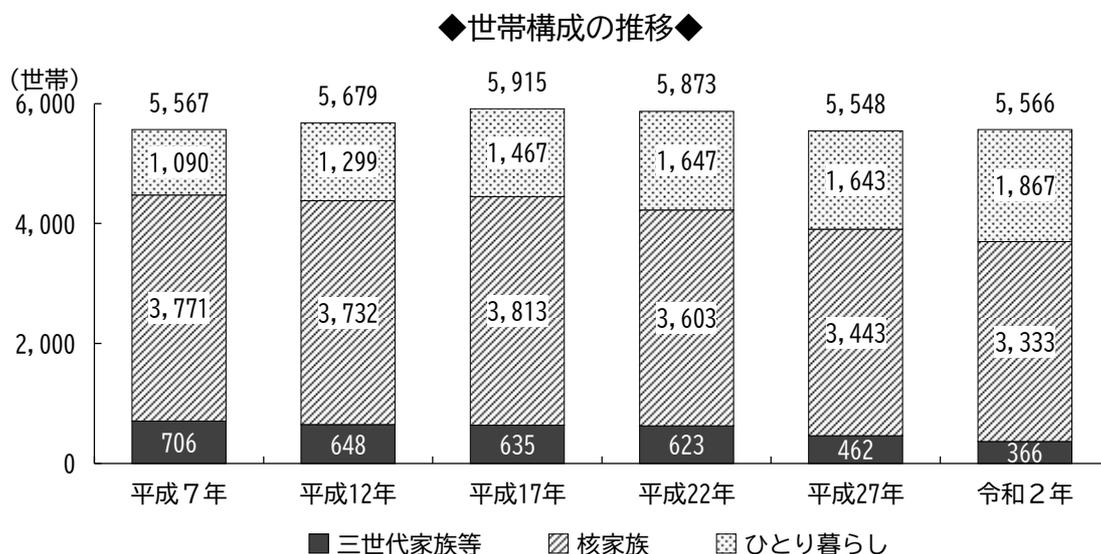


資料：芦屋町住民課（年間合計）

④世帯構成の推移

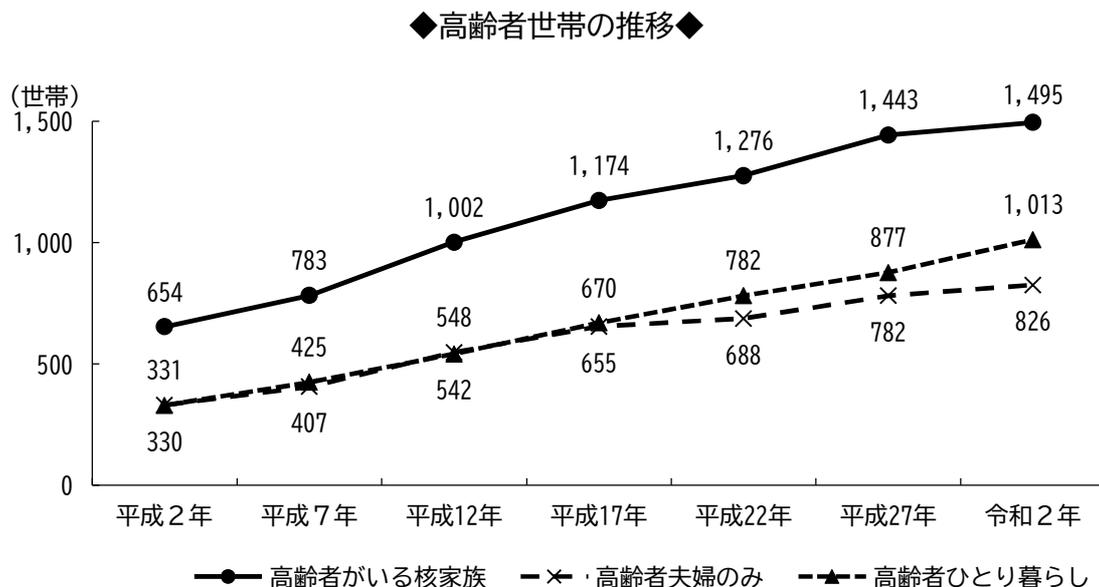
世帯構成の推移を見ると、世帯の総数は平成17年まで増加が続いていましたが、平成22年に減少に転じて以降、減少傾向となっています。

世帯構成では、三世代家族等は減少が続いているのに対して、ひとり暮らしは増加が続いています。



資料:国勢調査

高齢者世帯の推移を見ると、いずれも増加が続いており、令和2年には、高齢者夫婦のみ世帯は826世帯、高齢者ひとり暮らし世帯は1,013世帯となっています。



資料:国勢調査

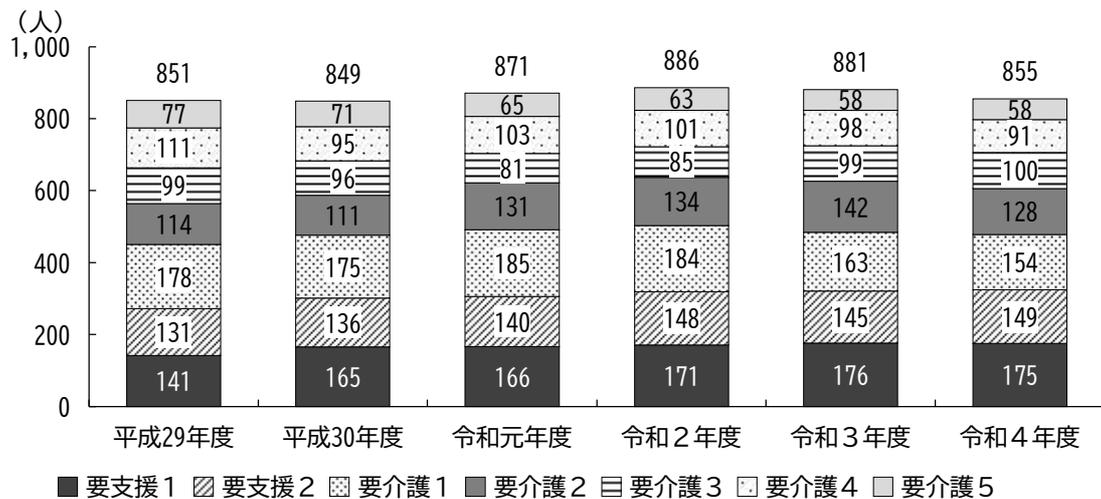
(2) 高齢者・障がいのある人・子どもなどの状況

①介護保険要介護・要支援認定者の状況

要支援・要介護認定者数の推移を見ると、認定者数の合計は、令和2年度まで増加傾向でしたが、令和3年度以降減少が続いています。要介護度別では、令和4年度は要支援1が最も多く175人、次いで要介護1が154人となっています。

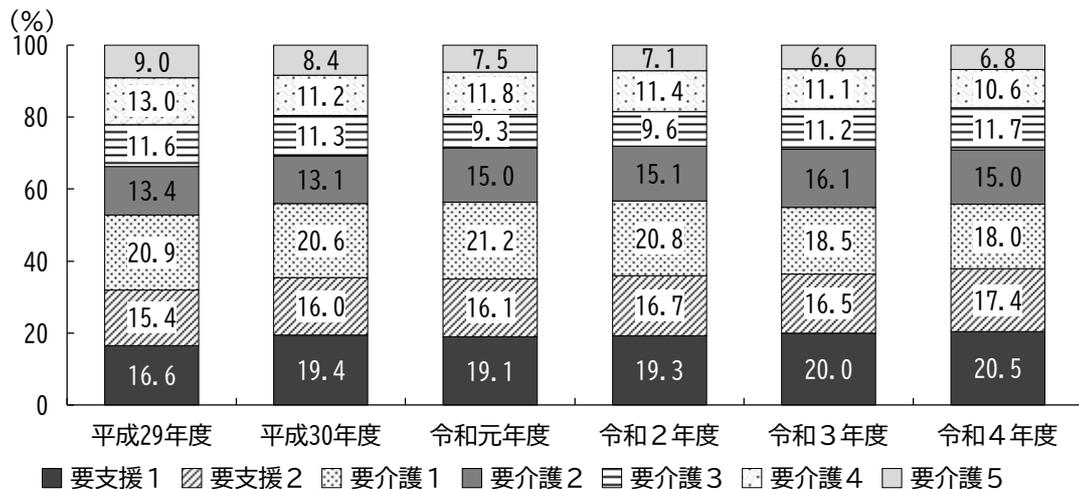
要支援・要介護認定者数の割合を見ると、要支援1及び要支援2は上昇傾向となっており、令和4年度は、要支援1が最も高く20.5%、次いで要介護1が18.0%となっています。

◆要支援・要介護認定者数の推移◆



資料:福岡県介護保険広域連合(各年度9月30日現在)

◆要支援・要介護認定者数の割合◆

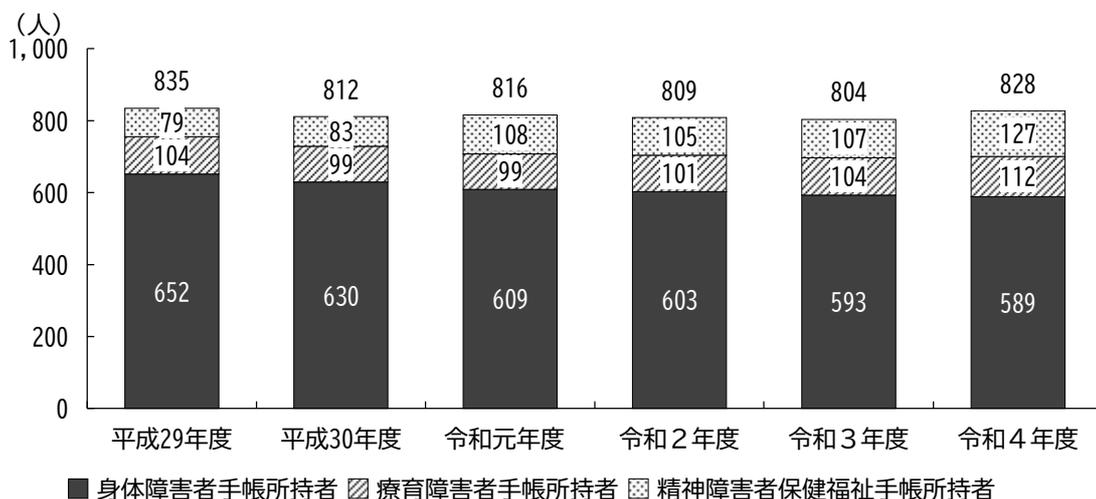


資料:福岡県介護保険広域連合(各年度9月30日現在)

②障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移を見ると、各種手帳所持者数の合計は、年による増減がありますが、平成29年度の835人から令和4年度は828人となっています。身体障害者手帳所持者は減少が続き、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆

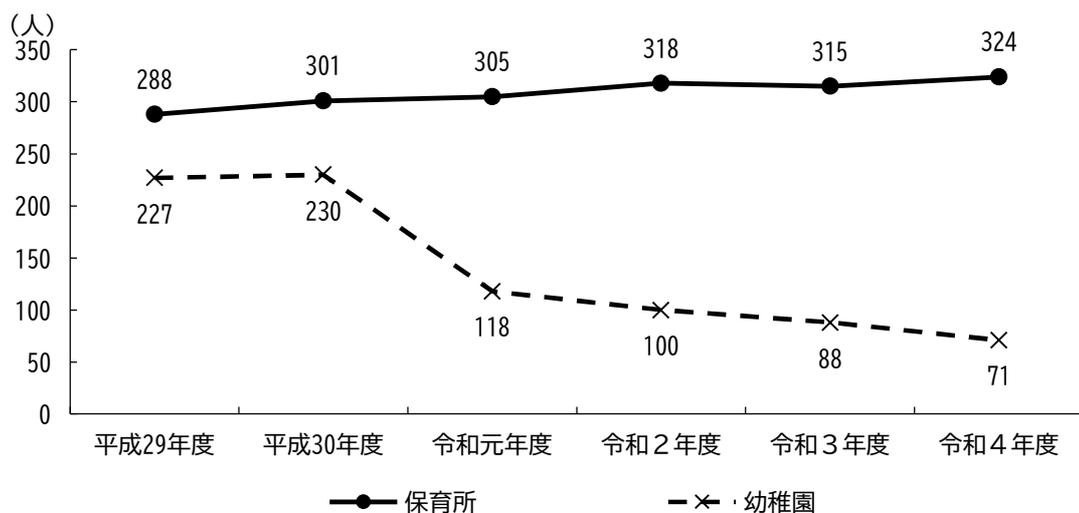


資料：芦屋町住民課(各年度3月31日現在)

③保育所・幼稚園児数の推移

保育所・幼稚園児数の推移を見ると、保育所に通う子どもは微増傾向にあり、令和4年度は324人となっています。一方、幼稚園に通う子どもについては令和元年度に112人減少した後も減少が続き、令和4年度は71人となっています。

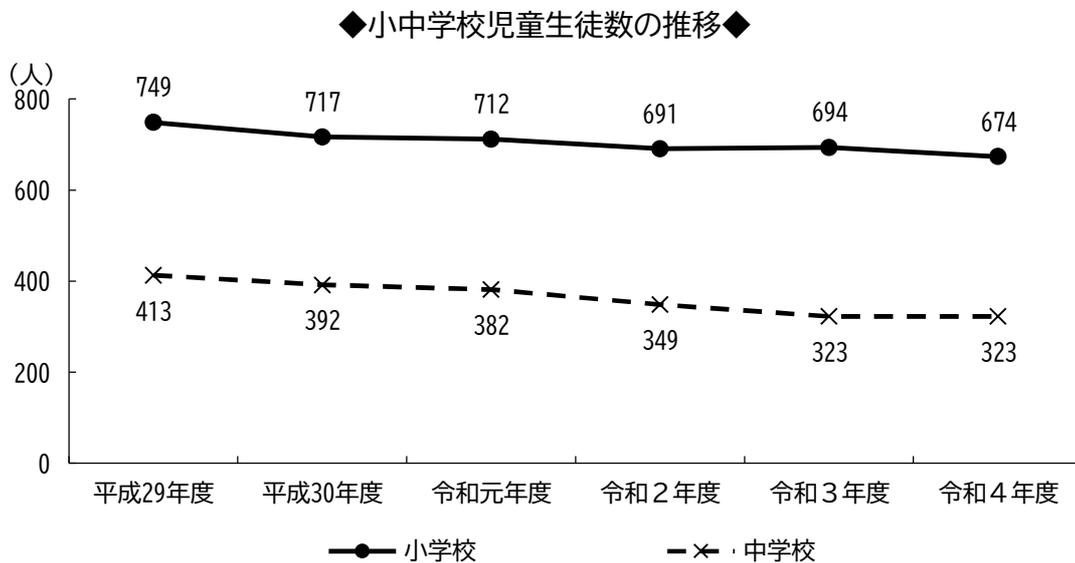
◆保育所・幼稚園児数の推移◆



資料：保育所 芦屋町健康・こども課(各年度5月1日現在)
幼稚園 芦屋町教育委員会学校教育課(各年度5月1日現在)

④小中学校児童生徒数の推移

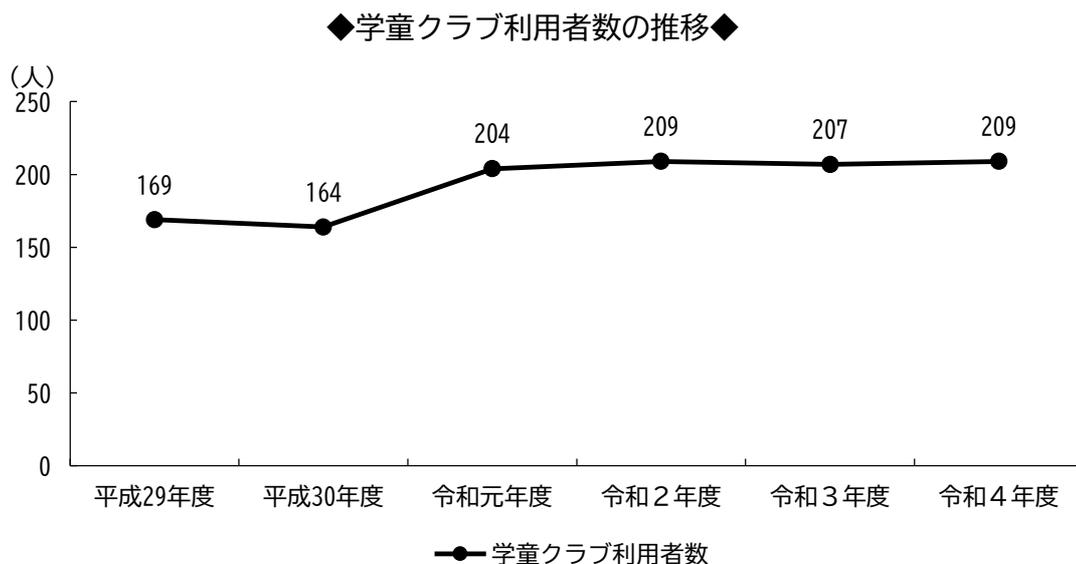
小中学校児童生徒数の推移を見ると、小学校の児童数は、減少傾向となっており、平成29年度の749人から令和4年度は674人となっています。中学校の生徒数も減少傾向で、平成29年度の413人から令和4年度は323人となっています。



資料: 芦屋町教育委員会学校教育課(各年度10月1日現在)

⑤学童クラブ利用者数の推移

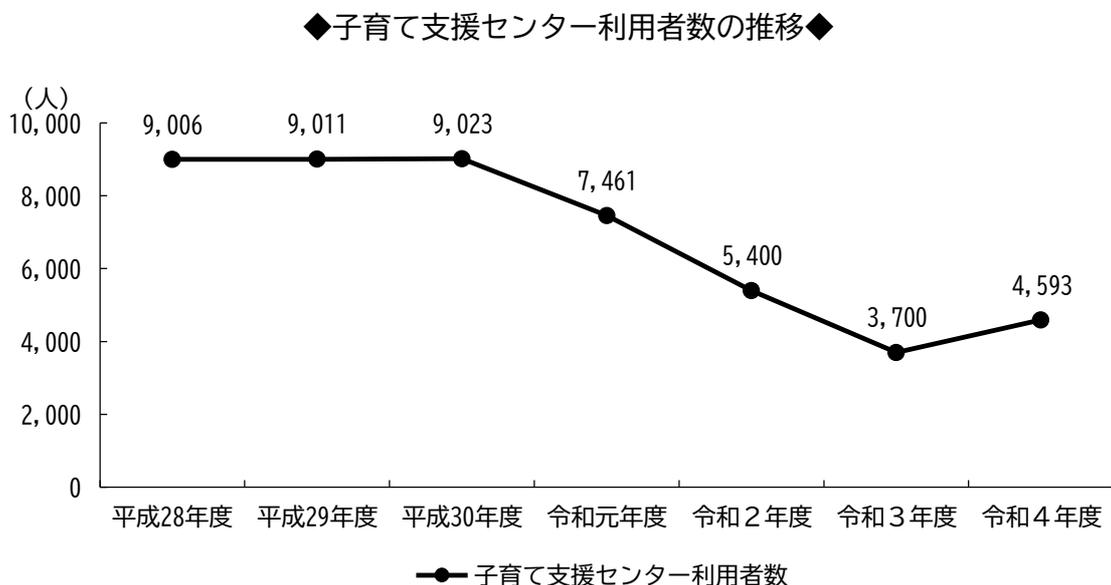
学童クラブ利用者数の推移を見ると、令和元年度に40人増加して以降、横ばいで推移しています。



資料: 芦屋町健康・こども課(各年度10月1日現在)

⑥子育て支援センター利用者数の推移

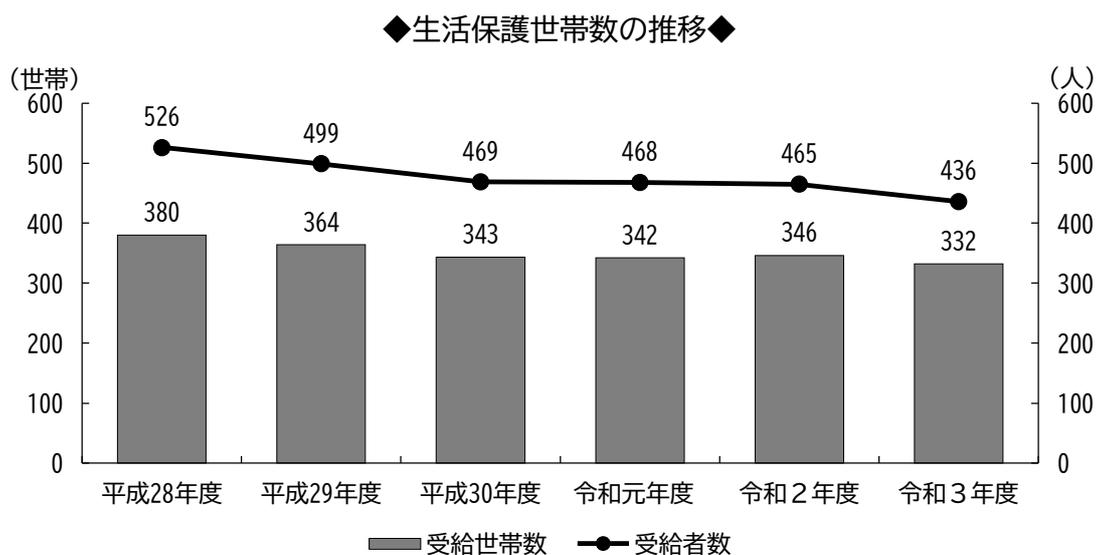
子育て支援センター利用者数の推移を見ると、子育て支援センターの利用者数は、令和元年度から令和3年度まで減少していましたが、令和4年度は増加し、4,593人となっています。



資料: 芦屋町健康・こども課(年間合計)

(3) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数の推移を見ると、受給世帯数、受給者数ともに減少傾向で推移しており、令和3年度には受給世帯332世帯、受給者数436人となっています。



資料: 福岡県の生活保護(令和4年度版)

(4) 町内の主な社会資源の状況

町内にある主な社会資源（令和5年10月1日時点）の状況は、以下のとおりです。

◆高齢者・介護に関する施設・事業所◆

(単位：か所)

施設・事業所種別	事業所数
地域包括支援センター	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2
介護老人保健施設	1
居宅介護支援事業所	6
通所介護（デイサービス）事業所	6
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	2
短期入所生活介護（ショートステイ）事業所	1
短期入所療養介護（ショートステイ）事業所	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	4
訪問看護事業所	4
訪問リハビリテーション事業所	2
小規模多機能型居宅介護事業所	1
認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
サービス付き高齢者向け住宅	1
住宅型有料老人ホーム	6

◆障害福祉サービス事業所◆

(単位：か所)

事業所種別	事業所数
日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）	1
居宅介護	2
同行援護	1
重度訪問介護	1
生活介護（共生型1か所含む）	2
就労継続支援B型	1
短期入所（共生型）	1
計画相談支援	3
障害児相談支援	1
放課後等デイサービス	2
地域活動支援センター	1

◆子育てに関する施設・事業所◆

(単位：か所)

事業所種別	事業所数
保育所（園）	4
幼稚園	1
認定こども園	1
小学校	3
学童クラブ	3
中学校	1
子育て支援センター	1
子育て世代包括支援センター	1
子ども家庭総合支援拠点	1

◆医療施設◆

(単位：か所)

施設種別	事業所数
病院	1
診療所	6
歯科医院	4
調剤薬局	4

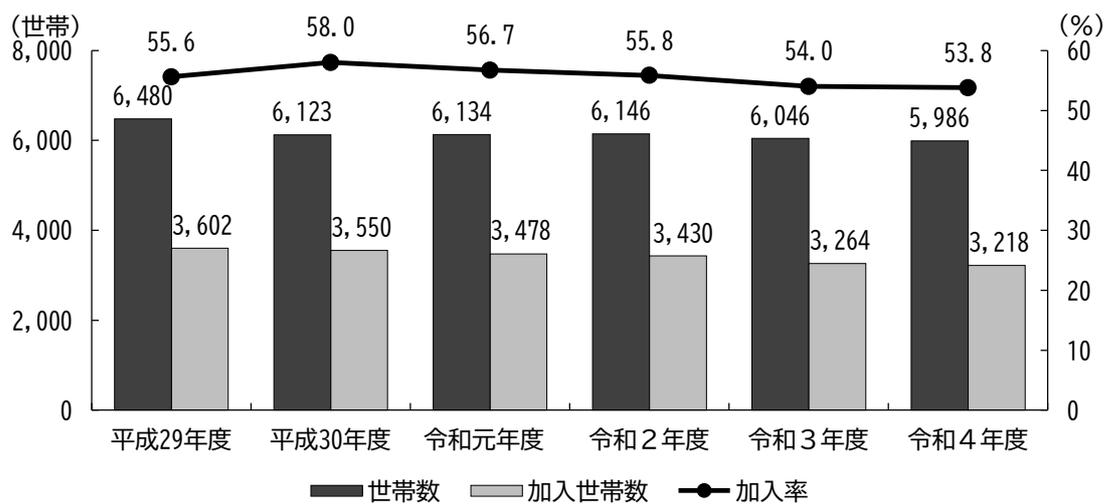
◆地域住民の身近な資源◆

資源種別	資源の数
知的障がい者相談員	1人
身体障がい者相談員	2人
民生委員・児童委員	25人
人権擁護委員	3人
保護司	7人
消防団（分団）	3分団
P T A団体	4団体
自主防災組織	26団体
自治区	30団体
老人クラブ	15団体
子ども会	12団体
ボランティア活動団体等	23団体

(5) 自治区加入の状況

自治区加入状況の推移を見ると、加入世帯数は減少が続いており、平成29年度の3,602世帯から令和4年度は3,218世帯となっています。また、加入率も、令和元年度以降低下が続き、令和4年度は53.8%となっています。

◆自治区加入状況の推移◆



資料：芦屋町環境・住宅課 世帯数(各年度3月31日現在)、加入世帯数(各年度4月時点)

2. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、地域福祉の推進を目指して「芦屋町地域福祉計画」を令和5年度に策定するに当たり、町民の皆様が芦屋町の地域福祉についてどのように感じているか、また、今後どのような取組を希望されているかなどのご意見をおうかがいし、計画づくりの基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の対象と実施方法

- 調査地域：芦屋町全域
- 調査対象者：町内にお住まいの18歳以上の方（2,000人）
- 抽出方法：令和5年1月1日時点の住民基本台帳より無作為に抽出
- 調査時期：令和5年2月1日～2月28日
- 調査方法：郵送による調査票の配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
町内にお住まいの 18歳以上の方	2,000件	701件	35.1%

③調査結果の見方

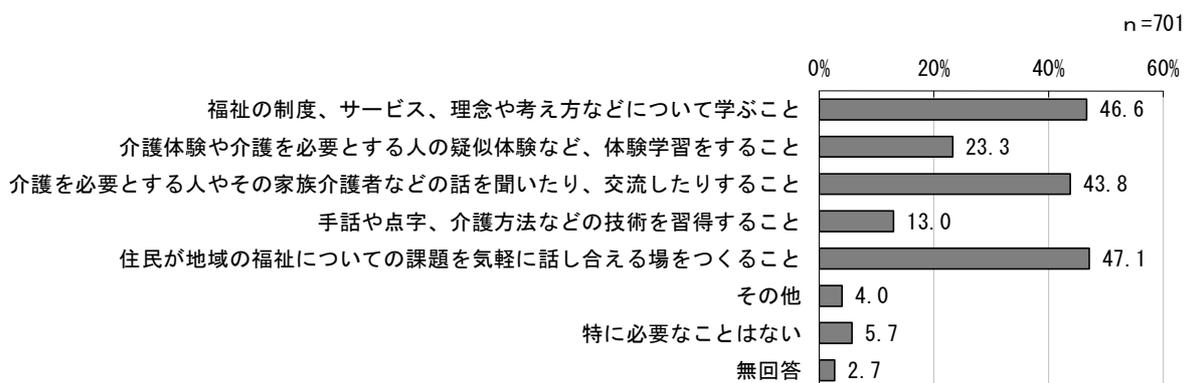
- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 図表中の「n」は、「Number of case」の略で、その設問に回答すべき対象者数を示しています。一部のの人に回答を求めている設問などがあるため、nの値は設問によって異なります。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は回答者が皆無であることを表します。また、一部図表においては「0.0」の表記を省略しているものがあります。

(2) 調査結果の概要

①住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要か

住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要かについては、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」が47.1%と最も高く、次いで「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が46.6%、「介護を必要とする人やその家族介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」が43.8%となっています。

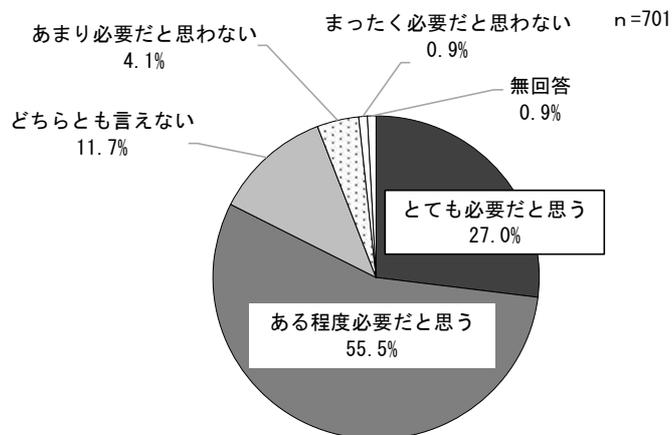
◆住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要か（複数回答）◆



②住民同士の助け合いや支え合いについてどう思うか

住民同士の助け合いや支え合いの必要性についてどう思うかについては、「ある程度必要だと思う」が55.5%と最も高く、次いで「とても必要だと思う」が27.0%、「どちらとも言えない」が11.7%、「あまり必要だと思わない」が4.1%、「まったく必要だと思わない」が0.9%、「まったく必要だと思わない」が0.9%、「まったく必要だと思わない」が0.9%となっています。

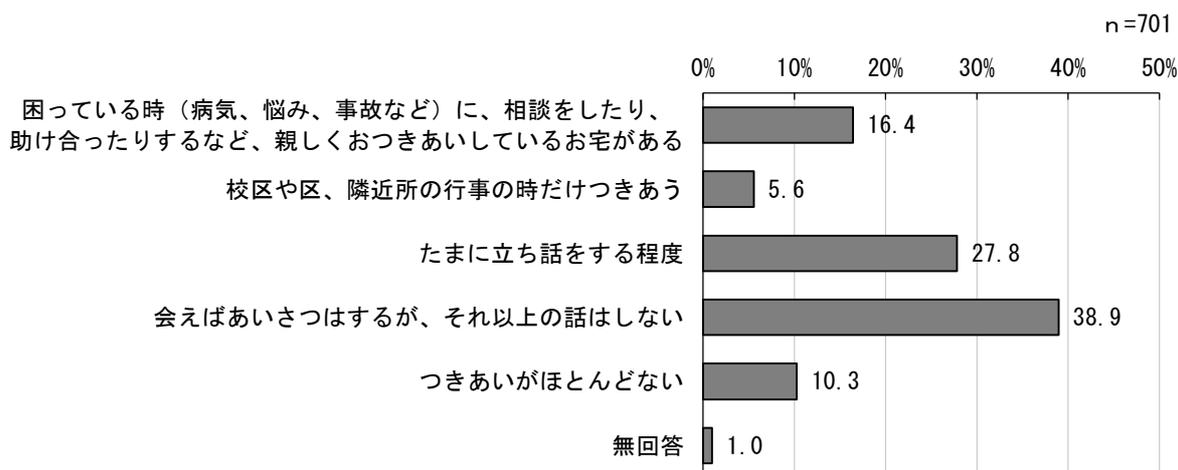
◆住民同士の助け合いや支え合いについてどう思うか（単数回答）◆



③近所づきあいの程度

近所づきあいの程度については、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が38.9%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が27.8%、「困っている時（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりするなど親しくおつきあいしているお宅がある」が16.4%、「校区や区、隣近所の行事の時だけつきあう」が5.6%、「つきあいがほとんどない」が10.3%となっています。

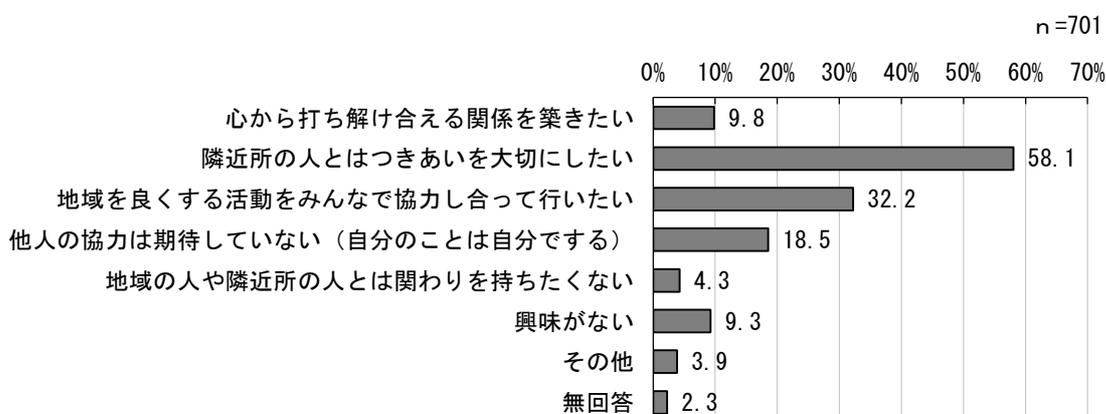
◆近所づきあいの程度（単数回答）◆



④地域での人と人との関わりに対する考え

地域での人と人との関わりに対する考えについては、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」が58.1%と最も高く、次いで「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」が32.2%、「他人の協力は期待していない（自分のことは自分です）」が18.5%となっています。

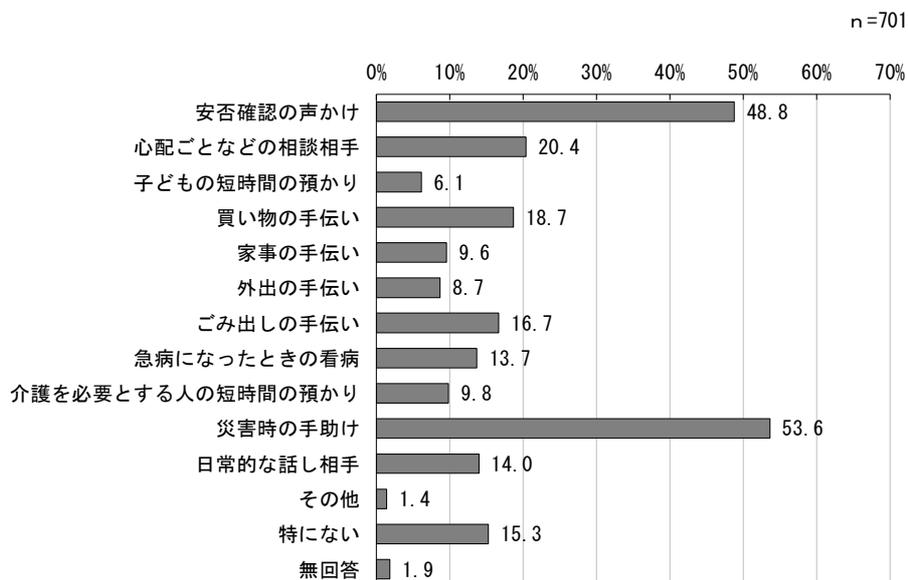
◆地域での人と人との関わりに対する考え（複数回答）◆



⑤地域の人にしてもらいたい支援

地域の人にしてもらいたい支援については、「災害時の手助け」が53.6%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が48.8%、「心配ごとなどの相談相手」が20.4%となっています。

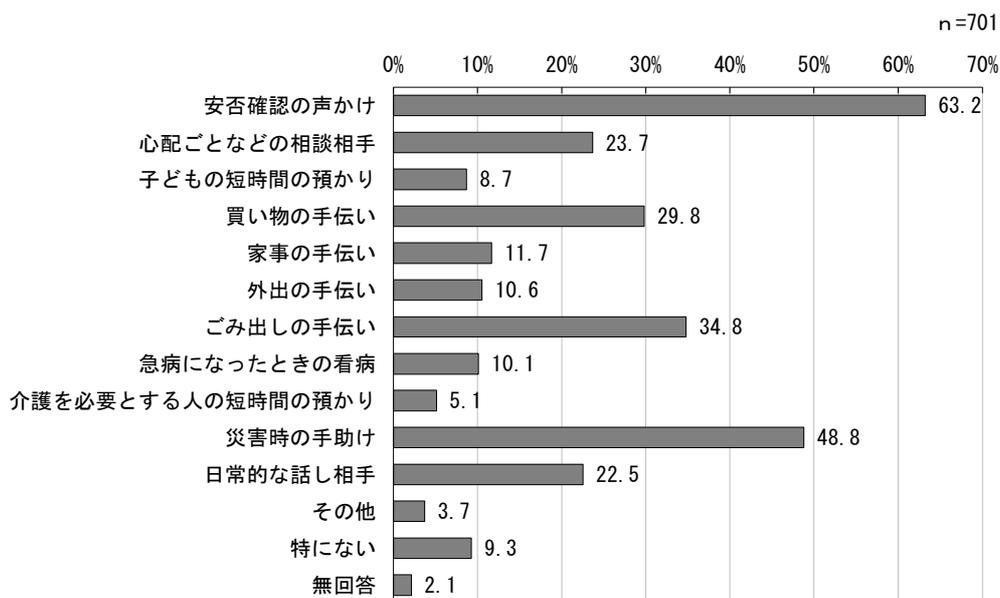
◆ 地域の人にしてもらいたい支援（複数回答） ◆



⑥地域の人に対してできる支援

地域の人に対してできる支援については、「安否確認の声かけ」が63.2%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が48.8%、「ごみ出しの手伝い」が34.8%となっています。

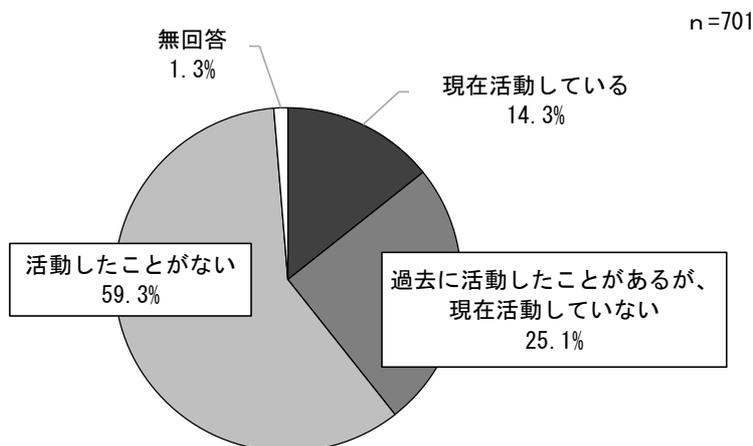
◆ 地域の人に対してできる支援（複数回答） ◆



⑦地域活動やボランティア活動への参加の有無

地域活動やボランティア活動への参加の有無については、「活動したことがない」が59.3%と最も高く、次いで「過去に活動したことがあるが、現在活動していない」が25.1%、「現在活動している」が14.3%となっています。

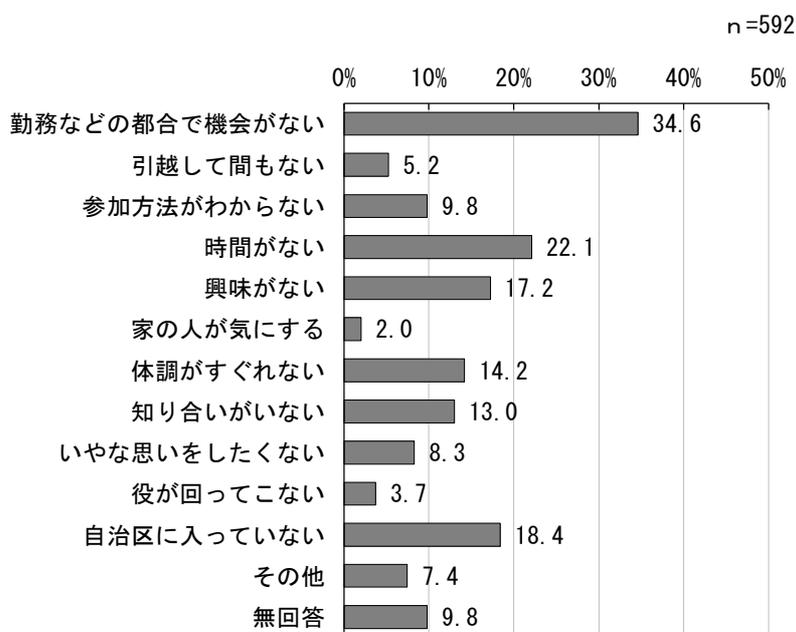
◆地域活動やボランティア活動への参加の有無（単数回答）◆



⑧地域活動やボランティア活動をしていない理由

地域活動やボランティア活動をしていない理由については、「勤務などの都合で機会がない」が34.6%と最も高く、次いで「時間がない」が22.1%、「自治区に入っていない」が18.4%となっています。

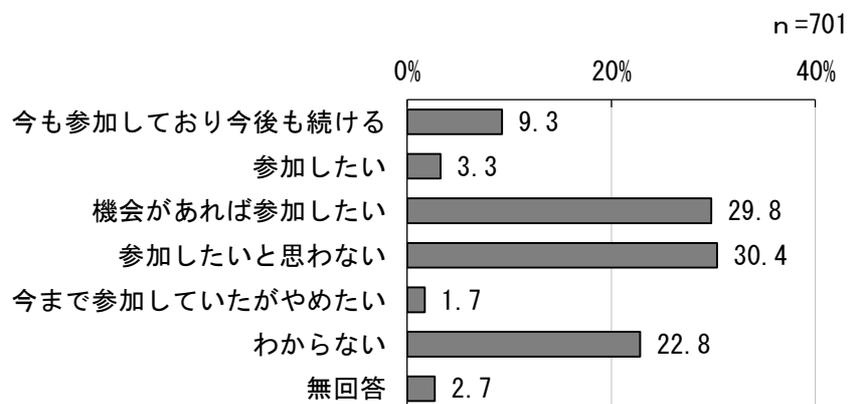
◆地域活動やボランティア活動をしていない理由（複数回答）◆



⑨地域活動やボランティア活動への参加意向

地域活動やボランティア活動への参加意向については、「参加したいと思わない」が30.4%と最も高く、次いで「機会があれば参加したい」が29.8%、「わからない」が22.8%となっています。

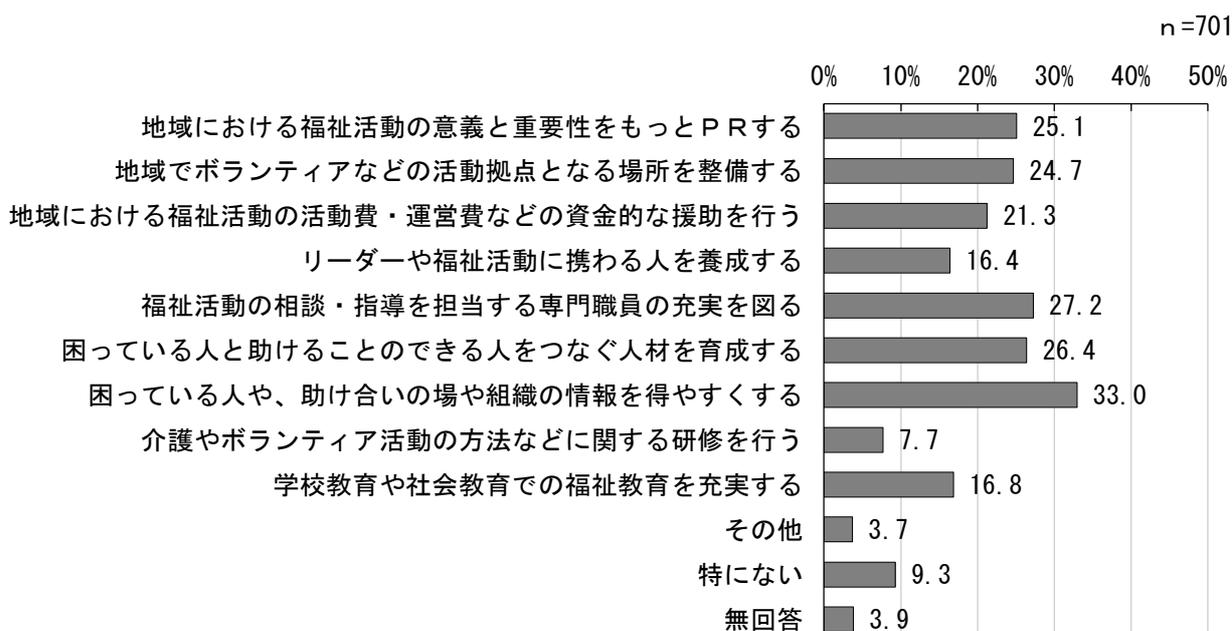
◆地域活動やボランティア活動への参加意向（単数回答）◆



⑩地域における支え合い、助け合い活動の活発化のために重要だと思うこと

地域における支え合い、助け合い活動の活発化のために重要だと思うことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が33.0%と最も高く、次いで「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」が27.2%、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」が26.4%となっています。

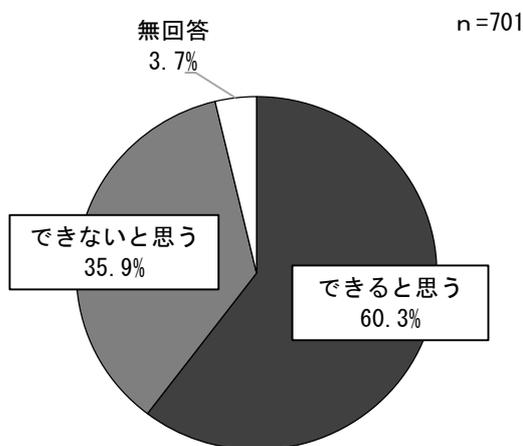
◆地域における支え合い、助け合い活動の活発化のために重要だと思うこと（複数回答）◆



⑪災害などの緊急事態発生時に適切に避難ができるか

災害などの緊急事態発生時に適切に避難ができるかについては、「できると思う」が60.3%、「できないと思う」が35.9%となっています。

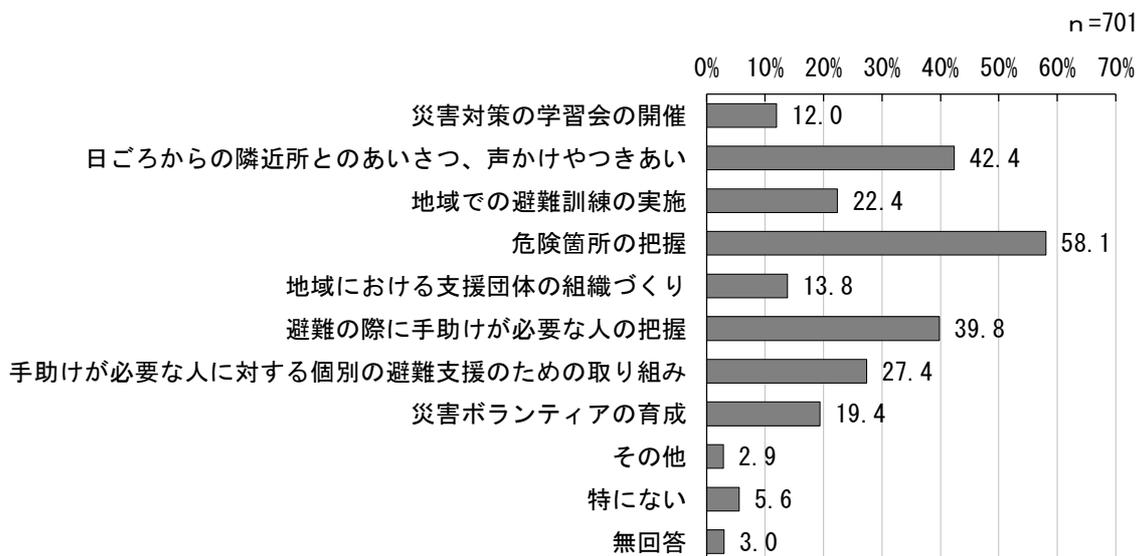
◆災害などの緊急事態発生時に適切に避難ができるか（単数回答）◆



⑫災害発生時の備えとしてどのようなことが重要だと思うか

災害発生時の備えとしてどのようなことが重要だと思うかについては、「危険箇所の把握」が58.1%と最も高く、次いで「日ごろからの隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」が42.4%、「避難の際に手助けが必要な人の把握」が39.8%となっています。

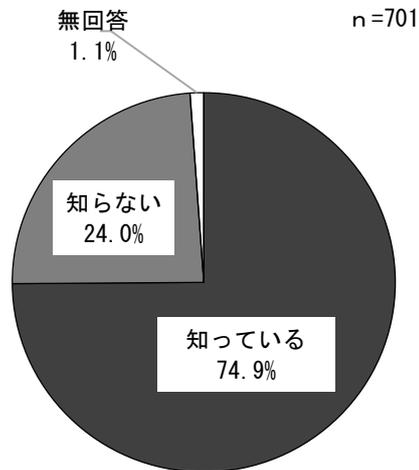
◆災害発生時の備えとしてどのようなことが重要だと思うか（複数回答）◆



⑬居住地区の避難場所の認知

居住地区の避難場所の認知については、「知っている」が74.9%、「知らない」が24.0%となっています。

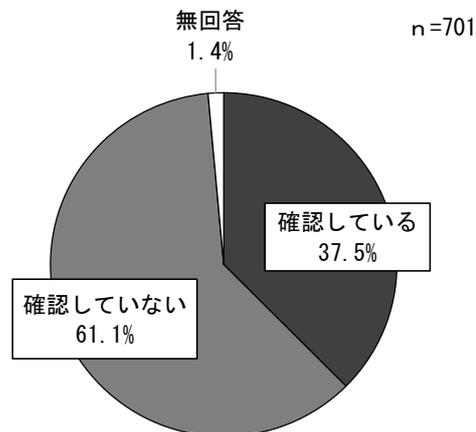
◆居住地区の避難場所の認知（単数回答）◆



⑭ハザードマップを確認しているか

ハザードマップを確認しているかについては、「確認していない」が61.1%、「確認している」が37.5%となっています。

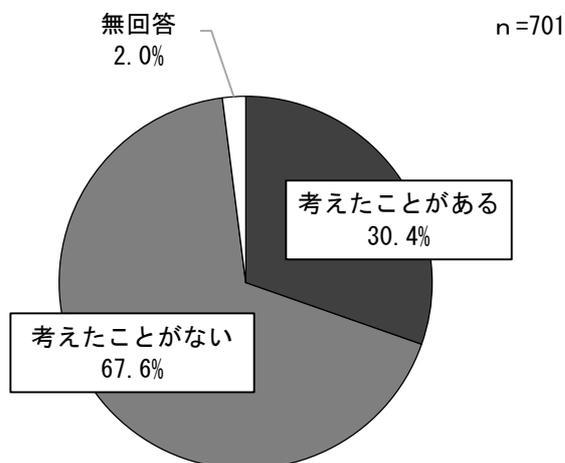
◆ハザードマップを確認しているか（単数回答）◆



⑰自殺願望またはそれに近いことを考えた経験の有無

自殺願望またはそれに近いことを考えた経験の有無については、「考えたことがない」が67.6%、「考えたことがある」が30.4%となっています。

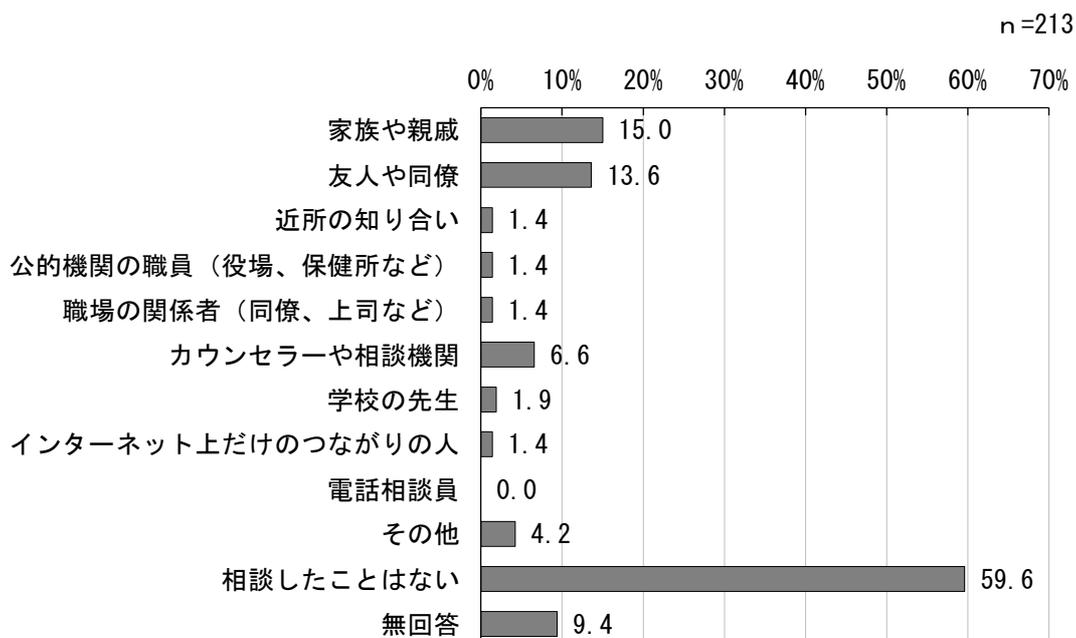
◆自殺願望またはそれに近いことを考えた経験の有無（単数回答）◆



⑱自殺願望またはそれに近いことを考えた時の相談相手

自殺願望またはそれに近いことを考えた時の相談相手については、「相談したことはない」が59.6%と最も高く、次いで「家族や親戚」が15.0%、「友人や同僚」が13.6%となっています。

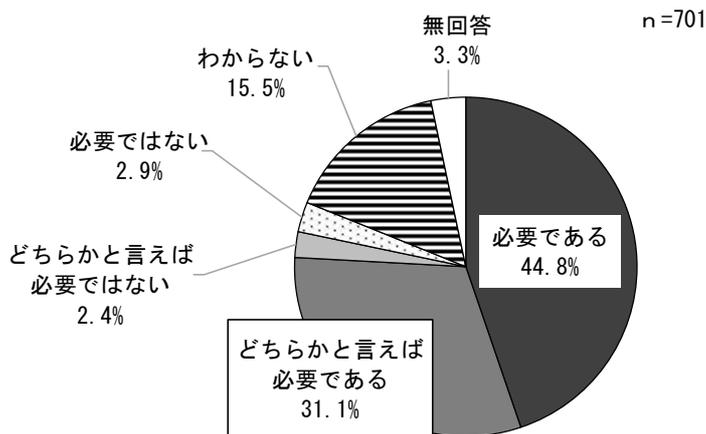
◆自殺願望またはそれに近いことを考えた時の相談相手（複数回答）◆



⑱過去に罪を犯した人の立ち直り支援についてどう思うか

過去に罪を犯した人の立ち直り支援についてどう思うかについては、「必要である」が44.8%と最も高く、次いで「どちらかと言えば必要である」が31.1%、「わからない」が15.5%、「必要ではない」が2.9%、「どちらかと言えば必要ではない」が2.4%となっています。

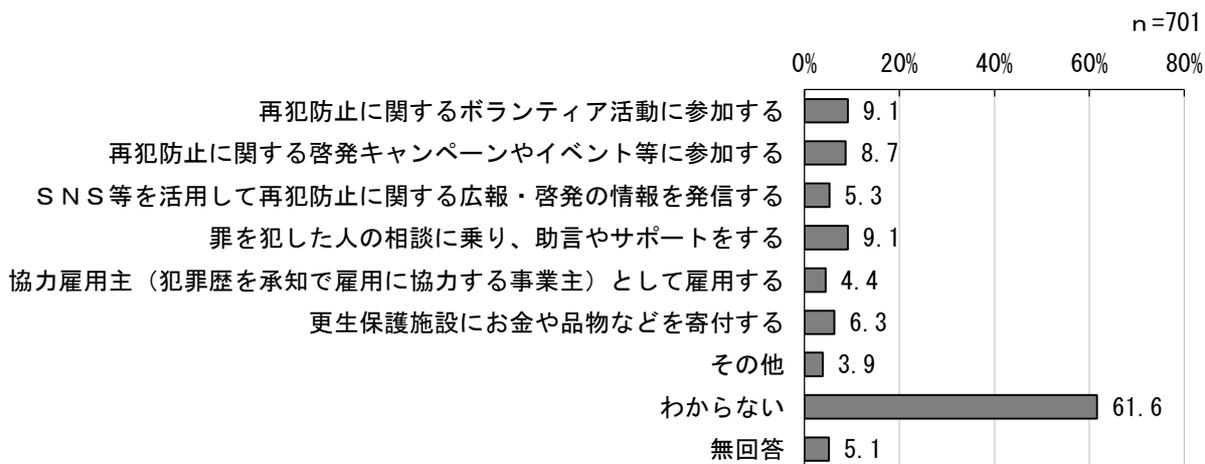
◆過去に罪を犯した人の立ち直り支援についてどう思うか（単数回答）◆



⑳再犯防止を進めるためにできる支援

再犯防止を進めるためにできる支援については、「わからない」が61.6%と最も高く、次いで「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」「罪を犯した人の相談に乗り、助言やサポートをする」が同率で9.1%、「再犯防止に関する啓発キャンペーンやイベント等に参加する」が8.7%となっています。

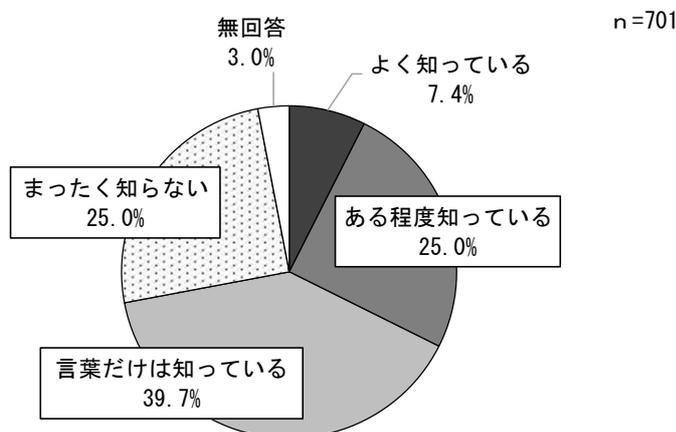
◆再犯防止を進めるためにできる支援（複数回答）◆



②1 成年後見制度の認知

成年後見制度の認知については、「言葉だけは知っている」が39.7%と最も高く、次いで「ある程度知っている」「まったく知らない」がともに25.0%、「よく知っている」が7.4%となっています。

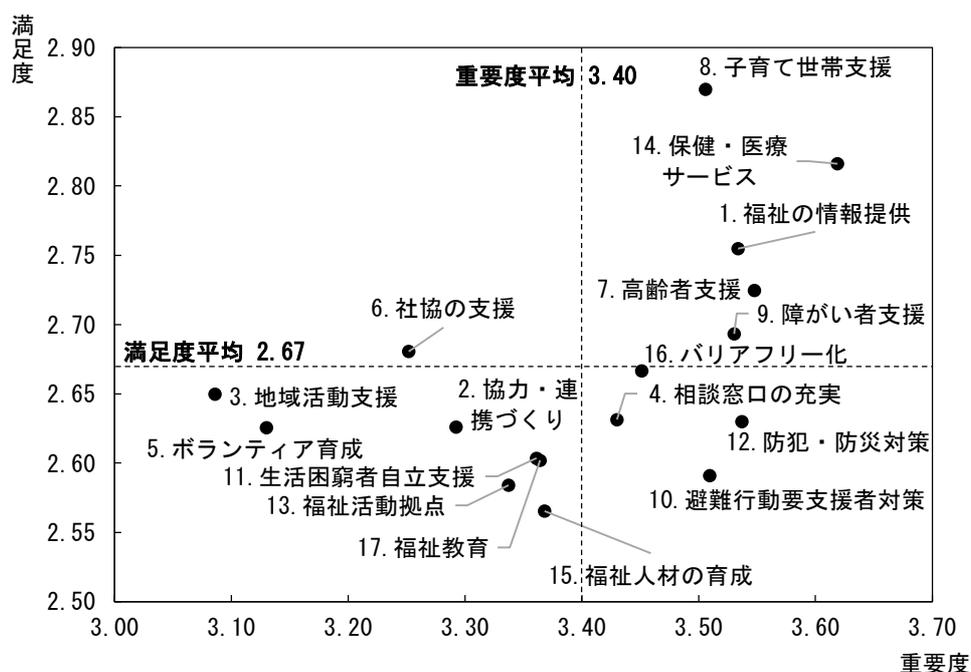
◆ 成年後見制度の認知（単数回答） ◆



②2 地域福祉推進のために重要なこと（現在の満足度・今後の重要度）

地域福祉推進のために重要なことについては、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い項目は、「4. 身近なところでの相談窓口の充実」、「10. 災害時の避難行動要支援者対策の充実」、「12. 防犯・防災対策の充実」となっています。

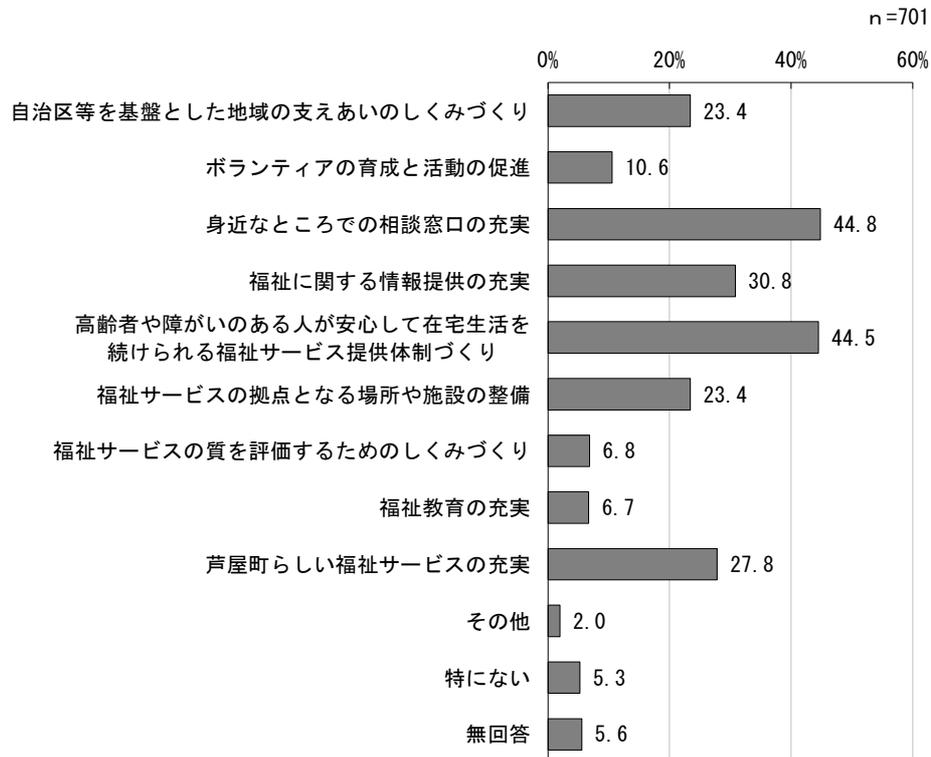
◆ 地域福祉推進のために重要なこと（現在の満足度・今後の重要度）（単数回答） ◆



②地域福祉推進のためにどのようなことに力を入れるべきか

地域福祉推進のためにどのようなことに力を入れるべきかについては、「身近なところでの相談窓口の充実」が44.8%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人が安心して在宅生活を続けられる福祉サービス提供体制づくり」が44.5%、「福祉に関する情報提供の充実」が30.8%となっています。

◆地域福祉推進のためにどのようなことに力を入れるべきか（複数回答）◆



(3) 前回調査との比較

調査結果の概要にある各項目を前回のアンケート調査結果と比較したところ、特徴的な箇所は以下のとおりです。

③近所づきあいの程度

- ・「困っている時(病気、悩み、事故など)に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」の割合は 8.7 ポイント減
- ・「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が 13.3 ポイント増

④地域での人と人との関わりに対する考え

- ・「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」の割合は 10.6 ポイント減

⑦地域活動やボランティア活動への参加の有無

- ・「現在活動している」の割合は 10.8 ポイント減、「活動したことがない」の割合は 19.6 ポイント増

⑨地域活動やボランティア活動への参加意向

- ・「今も参加しており今後も続ける」の割合は 9.7 ポイント減、「参加したいと思わない」の割合は 11.4 ポイント増

⑬居住地区の避難場所の認知

- ・「知らない」の割合は 8.1 ポイント増

⑮自立相談支援事務所の行う生活困窮者への支援の認知

- ・「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合は 5.4 ポイント増

⑯生活状況が急変した場合の相談先

- ・「芦屋町役場等の公的機関」の割合は 7.4 ポイント減、「民生委員・児童委員」の割合は 2.6 ポイント減
- ・「家族・親戚」の割合は 1.6 ポイント増、「友人・知人」の割合は 2.2 ポイント増

⑰自殺願望またはそれに近いことを考えた経験の有無

- ・「考えたことがある」の割合は 8.0 ポイント増

⑱自殺願望またはそれに近いことを考えた時の相談相手

- ・「相談したことはない」の割合は 5.3 ポイント増

(4) アンケート結果から見える課題

本計画策定に当たってのアンケート調査の結果から、本町の地域福祉に関する課題を整理すると、以下のとおりです。

①地域で支えることのできる「つながり」づくり

近所づきあいの程度については、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が38.9%と最も高い一方で、地域での人と人との関わりに対する考えについては、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」が58.1%と最も高く、次いで「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」が32.2%となっています。

このため、手助けを必要としている人を地域で支えていくことが可能となるよう、住民同士のつながりを維持し、強めていく必要があります。また、そうしたつながりの強化を、地域福祉活動の支援体制の強化につなげていくことも求められています。

②地域福祉の担い手育成

地域活動やボランティア活動への参加の有無については、「活動したことがない」が59.3%と最も高くなっており、地域活動やボランティア活動をしていない理由については、「勤務などの都合で機会がない」が34.6%と最も高く、次いで「時間がない」が22.1%、「自治区に入っていない」が18.4%となっています。

一方、地域活動やボランティア活動への参加意向については、「今も参加しており今後も続ける」(9.3%)、「参加したい」(3.3%)、「機会があれば参加したい」(29.8%)を合計した『参加意向あり』は42.4%となっています。

また、地域の人に対してできる支援については、「安否確認の声かけ」や「災害時の手助け」、「ごみ出しの手伝い」、「買い物の手伝い」などが高くなっています。

地域における支え合い、助け合い活動の活発化のために重要だと思うことについては、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」(27.2%)、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」(26.4%)などが高くなっています。

このため、社会環境や職場環境などの改善により活動参加の障壁となる負担の軽減を図るとともに、安否確認やごみ出し、買い物の手伝いなど、何らかの活動をしたいと思っている方が、活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。また、活動参加を支える人材の育成にも力を入れていくことが求められます。

③地域で暮らし続けられる生活支援の体制の充実

住民同士の助け合いや支え合いの必要性については、「とても必要だと思う」(27.0%)と「ある程度必要だと思う」(55.5%)の合計が82.5%と、8割以上が必要性を感じています。また、地域の人にしてもらいたい支援については、「災害時の手助け」が53.6%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が48.8%、「心配ごとなどの相談相手」が20.4%となっています。

また、自立相談支援事務所の行う生活困窮者への支援の認知については、「知らなかった」が51.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が39.4%となっています。

このため、地域で暮らし続けることができるよう、支援を必要とする人を住民同士で見守り、支える体制づくりとその充実を図るとともに、生活困窮など、暮らしの中での困りごとの相談窓口や支援についての普及・啓発を進めていく必要があります。

④災害時に支え合える体制づくり

災害などの緊急事態発生時に適切に避難ができるかについては、「できないと思う」が35.9%となっており、地域の人にしてもらいたい支援でも、「災害時の手助け」が53.6%と最も高くなっています。

また、災害発生時の備えとしてどのようなことが重要だと思うかについては、「危険箇所の把握」(58.1%)に次いで、「日ごろからの隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」(42.4%)や「避難の際に手助けが必要な人の把握」(39.8%)が高くなっています。

居住地区の避難場所の認知については、「知っている」が74.9%と、「知らない」を上回っていますが、ハザードマップを確認しているかについては、「確認していない」が61.1%と、「確認している」を上回っています。

このため、災害時などに適切に避難できるよう、様々な機会を通じて避難場所やハザードマップなどの周知に努めるとともに、避難訓練、防災教育等でハザードマップを活用し、住民の理解促進に努めていく必要があります。また、災害発生時に支援を必要とする人を地域で把握・共有し、災害時の迅速な安否確認と円滑な避難が可能となる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

⑤総合相談・支援体制の確立

地域福祉推進のためにどのようなことに力を入れるべきかについては、「身近なところでの相談窓口の充実」が44.8%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人が安心して在宅生活を続けられる福祉サービス提供体制づくり」が44.5%となっています。

また、生活状況が急変した場合の相談先については、「家族・親戚」と「芦屋町役場等の公的機関」を除く、ほとんどが1割未満となっており、自殺願望またはそれに近いことを考えた時の相談相手については、「相談したことはない」が59.6%と最も高くなっています。

このため、地域生活課題を抱えた人に寄り添い解決に向かっていけるよう、関係する部署や専門機関だけでなく、地域とも連携、協働しながら、総合的な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口の機能強化を図る必要があります。

⑥地域における交流の場づくり

住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要かについては、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」が47.1%と最も高く、「介護を必要とする人やその家族介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」も43.8%と高くなっています。

また、地域における支え合い、助け合い活動の活発化のために重要だと思うことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が33.0%と最も高くなっています。

このため、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に利用できる集いの場、世代を超えた交流の場、情報を交換できる場、ボランティア活動の場など、多くの人が気軽にふれあえる交流の場づくりを進めるとともに、その周知を図っていく必要があります。

第3章 課題解決のための考え方

1. 基本理念 認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

これまでの計画では、地域において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、人と人との「つながり」を再構築し、また、住民参加による「支え合う」ための仕組みをつくることをめざし、『認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり』を基本理念としてきました。

本計画においても、これまでの計画における基本理念を変更せず、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

2. 基本目標

基本理念である「認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり」、地域共生社会の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の3項目を「第3次芦屋町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できることをめざします。そのために、情報提供・相談支援体制の整備・充実とともに、福祉サービスの質と量の向上に努め、福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めていきます。

また、経済的に困窮している人や虐待の疑いがある人など、配慮が必要な人を支援できる仕組みづくりを進めるとともに、認知症の人や障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度の利用を促進する取組を計画的に進めて行くための指針（芦屋町成年後見制度利用促進計画）を明確にします。

基本目標2 安全安心な暮らしを支える地域づくり

年齢、世代の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らせる地域の実現に向けて、地域での交流を促進して住民同士のつながりを深めるとともに、住民同士が互いに支え合い、助け合っていく意識の醸成を図ります。

また、防犯体制や交通安全対策、災害時・緊急時の支援、公共施設のバリアフリー化など誰もが暮らしやすい環境の整備といった、安全安心な暮らしを支える地域づくりを進めていきます。

さらに、犯罪をした人が再び犯罪をすることなく地域の一員として生活していくために、就労、住居、保健医療、福祉等の必要な支援を総合的・計画的に進めていくための指針（芦屋町再犯防止推進計画）を明確にします。

基本目標3 福祉を支える人づくり

芦屋町に関係する人、誰もが地域福祉の担い手となることをめざし、地域福祉について学び、考える機会を充実させることで、地域福祉への理解を深めます。また、地域での支え合い、助け合いによる地域福祉活動に取り組む人や地域のリーダー役となる人の育成に取り組むことで、地域福祉を担う人づくりを進めていきます。

3. 計画の体系

	基本目標	取り組みの柱	具体的取り組み
認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり	基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	サービスを利用しやすい環境づくり	情報提供の充実
			相談支援体制の整備、充実
		サービス向上の仕組みづくり	福祉サービスの充実
			適切な福祉サービスの提供
		配慮が必要な人を支える仕組みづくり	生活困窮者への自立支援
	虐待への対応		
	自殺対策を視野に入れた支援の充実		
		(新規)権利擁護支援が難しい仕組みづくり(成年後見制度利用促進計画)※新規	成年後見制度利用促進のための施策の推進(成年後見制度利用促進計画)※新規
	基本目標2 安全安心な暮らしを支える地域づくり	支え合える関係づくり	地域住民の交流の充実
			地域団体活動の促進
			交流の場の確保
		地域における連携の体制づくり	避難行動要支援者名簿等の充実
			見守り活動の充実
		安心・安全を支える体制づくり(再犯防止推進計画)※追加	地域における支援者との連携
			地域防災体制の確立
	防犯体制・交通安全対策の充実		
	再犯防止のための施策の推進(再犯防止推進計画)※新規		
基本目標3 福祉を支える人づくり	福祉意識向上のための環境づくり	地域福祉に関する広報・啓発の推進	
	地域福祉を担う人づくり	地域福祉を担う人材の確保や育成	

第4章 施策の展開

基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

- (1) サービスを利用しやすい環境づくり
- (2) サービス向上の仕組みづくり
- (3) 配慮が必要な人を支える仕組みづくり
- (4) 権利擁護支援ができる仕組みづくり(成年後見制度利用促進計画)

基本目標2 安全安心な暮らしを支える地域づくり

- (1) 支え合える関係づくり
- (2) 地域における連携の体制づくり
- (3) 安心・安全を支える体制づくり(再犯防止推進計画)

基本目標3 福祉を支える人づくり

- (1) 福祉意識向上のための環境づくり
- (2) 地域福祉を担う人づくり

第5章 芦屋町いのちを支える計画 (自殺対策計画)

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画を推進するにあたって

(1) 計画の推進体制

(2) 計画の進行管理 (PDCA マネジメント)

芦屋町 第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画

発 行 / 令和6年3月

発 行 者 / 福岡県 芦屋町

問 合 せ 先 / 芦屋町 福祉課

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

T E L : 093-223-3536

F A X : 093-222-2010